

大和平野中央プロジェクト（田原本町阪手北・西井上地区）用地除草工事  
にかかる質問及び回答

令和5年6月2日

質 問		回 答
1	奈良県建設工事等競争入札参加資格の「土木施設除草業務」での受注できる金額は予定価格が¥5,000,000未満となっているが、他の参加資格（土木や造園等）ではだめなのではないでしょうか。	本工事の競争入札に参加する者に必要な資格は、入札公告第2にあるとおりです。
2	数量計算表において除草－ハンドガイド式とありますが、現在の除草する部分うねがあり平坦ではないので不適かと考えます。他の機械使用してもよろしいですか。	特記仕様書第6条及び第12条にあるとおりです。
3	数量計算表では刈草の搬出数量の計上がありません。搬出はしないで良いと考えてもよろしいですか。	お見込みの通りです。
4	作業する区画への作業車・運搬車を進入させるため、区画への乗入れ用通路を設置してもよろしいですか。	施工方法は施工者の任意を原則としますが、区画への乗入れ用通路を設置する場合は、事前に監督職員と協議してください。 また、全作業完了後、履行期間中に現状回復することとし、必要な費用は受注者負担とします。
5	除草工の発生材はどのように処分すればよいのでしょうか。	発生材が刈草を指すのであれば、質問3の回答のとおりです。
6	特記仕様書 第7条 作業中における注意点について ② 一日の作業工程は 草刈→集草→飛散防止養生 を基本とする。 とあるが、集草をしたあとの飛散防止養生とはどのような作業があると考えたらよろしいのでしょうか。	集めた刈草が周辺の水路等に飛散しないよう養生することです。現場の状況を踏まえ、事前に監督職員と協議してください。